# 広島県国民保護協議会

### 次 第

日 時 平成21年5月25日(月)

14:45~

場 所 広島県庁 本館6階 講堂

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事
  - (1) 報告事項

国民保護をめぐる県内の取組み状況

(2) 協議事項

広島県国民保護計画の変更について

4 閉 会

#### 【配布資料】

資料1 国民保護をめぐる県内の取組み状況

資料2-1 広島県国民保護計画変更案概要

資料2-2 広島県国民保護計画 新旧対照表

### 国民保護をめぐる県内の取組み状況

#### 1 取組みの推移

#### (1) 市町の国民保護計画作成状況

		H19.5 現在	H21.5 現在	備考
市町数		2 3	2 3	
	うち計画策定済市町数	2 2	2 3	H20.3 広島市策定

#### (2) 指定地方公共機関の指定状況及び国民保護業務計画策定状況

		H19.5 現在	H21.5 現在	備考
ŧ	<b>旨定地方公共機関数</b>	2 6	2 7	H20.3 広島県バス協会を指 定
	うち計画策定済機関数	2 3	2 7	

#### (3) 避難施設の指定状況

	H19.5 現在	H21.5 現在	備考
指定避難施設数	972	1, 2 5 2	H20.3 広島市が計画策定に 伴い 286 箇所指定

<sup>※</sup>政令指定都市の避難施設は当該政令指定都市の市長が指定

#### (4) 広島県における訓練の実施状況

項目	内容					
	想   呉市内の鉄道駅でテログループにより化学剤が散布され、死傷者が   定   発生。逃走した犯行グループが公共施設に立てこもる。					
H20.1.28 国 民 保 護 図 上 訓 練	(1)事態発生時における初動措置(情報収集・報告・伝達,各機関との連携)訓練 (2)緊急対処事態対策本部の設置・運営訓練 (3)事態認定以降の対策本部における情報収集,状況判断,意思決 定及び必要な対処訓練					
	参加機関数 10 機関,参加人員 132 名 内閣官房,消防庁,陸上自衛隊,海上自衛隊,第六管区海上保安本 機 部,広島県,広島県警察本部,呉市,呉市消防局,西日本旅客鉄道 株式会社					
H20.10.28 避難指示訓練	対策本部における避難指示訓練					
H20.10.29 安否情報事務訓練	対策本部における安否情報システム操作訓練					

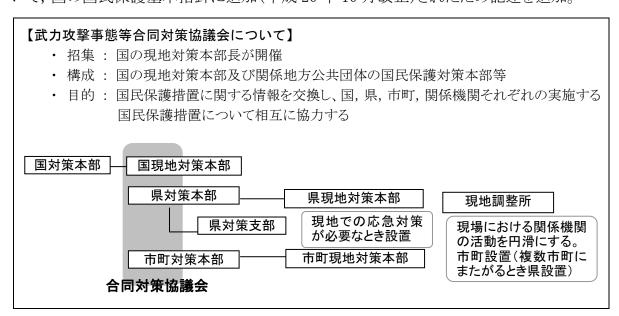
### 2 今後の取組み予定

- (1) 運営要領及びマニュアル等の見直し
- (2) 事例研究方式の研修・訓練(安否情報システム等)

### 広島県国民保護計画の変更案概要

#### 1 武力攻撃事態等合同対策協議会に関する記述の追加

国, 県, 市町の対策本部等の相互協力・連携のため設置される合同対策協議会について, 国の国民保護基本指針に追加(平成20年10月改正)されたため記述を追加。



# 2 安否情報システムに関する記述の追加

消防庁の運営する「安否情報システム」の運用開始に伴い、安否情報の収集、整理及び提供の方法として「安否情報システム」を追加

# 3 その他

- ・ 「用語の解説」を追加
- 中国財務局の「事務又は業務」の記述の整理
- ・ ㈱NTTドコモと㈱NTTドコモ中国の合併に伴う名称変更
- 県の組織改編に伴い病院事業局を追加等
- ・ 危険物質等に関する県の事務の一部を市町へ移譲したことに伴う記述の整理

# 広島県国民保護計画 新旧対照表

項目	頁	現行	変更案	修正の理由
第1篇総論 第1章県の責務,計画に定める事項,構成等	P 7			「用語の解説」を追加

(第1章の最後に追加)

新 設

### 用語の解説

50音順

#### 【NBC攻撃】

核兵器 (Nuclear weapons), 生物兵器 (Biological weapons) 又は化学兵器 (Chemical weapons) による攻撃をいう。

#### 【緊急対処事態】

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該 行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で,国家として緊急に 対処することが必要なものをいう。

#### 【国民保護法】

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。

#### 【国民保護計画】

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が 作成する計画。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事 項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。

#### 【国民保護業務計画】

指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護 計画にそれぞれ基づいて作成する計画。自らが実施する国民の保護のための措置の内容と実 施方法、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に 関する事項などについて定める。

#### 【指定公共機関】

独立行政法人,日本銀行,日本赤十字社,日本放送協会その他の公共的機関及び電気,ガス,輸送,通信その他の公益的事業を営む法人で,政令及び内閣総理大臣公示で指定されている。

項目	頁	現行	変更案	修正の理由
第1篇総論 第1章県の責務,計画に定める事項,構成等	P 7			「用語の解説」を追加

(第1章の最後に追加)

新 設

### 【指定地方公共機関】

都道府県の区域において電気,ガス,輸送,通信,医療その他の公益的事業を営む法人, 地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で,あらかじめ当該 法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

### 【自主防災組織】

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に 結成された組織をいう。

#### 【生活関連等施設】

発電所,浄水施設,危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で,その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をいう。

#### 【武力攻撃】

我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。

### 【武力攻撃事態】

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

### 【武力攻擊予測事態】

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。なお、武力攻撃事態対処法において、武力攻撃事態と武力攻撃予測事態をあわせて「武力攻撃事態等」と定義している。

項目	頁	現行	変更案	修正の理由
第1篇総論 第3章関係機関の事務又は業務の大綱	P 7			中国財務局の「事務又は業務」の記述の整理 ㈱NTT ドコモと㈱NTT ドコモ中国の合併に伴う 名称変更

# 【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱		
中国財務局	1	地方公共団体に対する災害融資	
	2	金融機関に対する <u>緊急</u> 措置の指示	
	3	国有財産の無償貸付等	
	4	被災施設の復旧事業費の査定の立会	

# 【指定公共機関及び指定地方公共機関】

区 分	県に関係する指定公共機関	指定地方公共機関	事務又は業務の大綱
電気通信	· 西日本電信電話		1 避難施設における電
事業者	・エヌ・ティ・ティ・コミュ		話その他の通信設備の
	ニケーションズ		臨時の設置における協
	·KDDI		力
	・ソフトバンクテレコム		2 通信の確保及び国民
	・エヌ・ティ・ティ・ドコモ		保護措置の実施に必要
	<u>中国</u>		な通信の優先的取扱い
	・ソフトバンクモバイル		

# 【指定地方行政機関】

•	1   / C   C   3   1   / C   / A   / A			
	機関の名称	事務又は業務の大綱		
	中国財務局	1 地方公共団体に対する災害復旧のための資金の		
		2 金融機関 <u>等</u> に対する <u>特別</u> 措置の指示		
		3 国有財産の無償貸付等		
		4	被災施設の復旧事業費の査定の立会	

# 【指定公共機関及び指定地方公共機関】

区 分	県に関係する指定公共機関	指定地方公共機関	事務又は業務の大綱
電気通信	<ul><li>西日本電信電話</li></ul>		1 避難施設における電
事業者	・エヌ・ティ・ティ・コミュ		話その他の通信設備の
	ニケーションズ		臨時の設置における協
	·KDDI		カ
	・ソフトバンクテレコム		2 通信の確保及び国民
	・エヌ・ティ・ティ・ドコモ		保護措置の実施に必要
	・ソフトバンクモバイル		な通信の優先的取扱い

項目	頁	現行	変更案	修正の理由
第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第1 県における組織・体制の整備	P 2 0			県の組織改編に伴い「病院事業局」を 追加

# 1 県の各局部における平素の業務

県の各局部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行う ものとする。

平素の業務

# 【県の各局部における平素の業務】

局部名

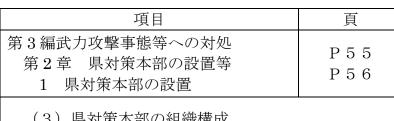
/HJ HH-H		1 214 - 216424
		(略)
健康福祉局	1	避難施設の運営体制の整備に関すること
	2	高齢者、障害者等の安全確保及び支援体制の整備に関すること
	3	義援金品の収配等に関すること
	4	国民保護法に基づく救援の実施に係る措置及びその市町指導に関する
		<u> </u>
	5	医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること
	6	保健衛生に関すること
	7	赤十字標章等の交付等に関すること
	8	医療の確保に関すること
	9	福祉保健部関係社会福祉施設に関すること
	10	環境衛生施設(環境県民局所管事項を除く)に関すること
	11	飲料水に関すること
	12	感染症及び防疫に関すること
	13	他局部に属しない生活支援及び保護に関すること
	<u>14</u>	県立病院の医療供給体制の整備に関すること
		(略)
企業局	1	造成土地に関すること
	2	工業用水道及び水道用水供給施設の運営・保全対策に関すること
教育委員会	1	文教施設等の保全、避難施設の確保に関すること
	2	公立学校等への警報の伝達体制整備に関すること
	3	公立学校の児童、生徒の避難及び安全確保に関すること
	4	公立学校の児童、生徒の応急教育及び学用品の供与に関すること
	5	公立学校の児童、生徒に対する啓発に関すること
	6	文化財の保護に関すること
	7	教育関係義えん金に関すること
	8	教育委員会関係災害の情報収集及び被害調査に関すること
		(略)

# 1 県の各局部における平素の業務

県の各局部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行う ものとする。

#### 【県の各局部における平素の業務】

局部名	平素の業務
	(略)
健康福祉局	1 避難施設の運営体制の整備に関すること
	2 高齢者、障害者等の安全確保及び支援体制の整備に関すること
	3 義援金品の収配等に関すること
	4 国民保護法に基づく救援の実施に係る措置及びその市町指導に関する
	こと
	5 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること
	6 保健衛生に関すること
	7 赤十字標章等の交付等に関すること
	8 医療の確保に関すること
	9 福祉保健部関係社会福祉施設に関すること
	10 環境衛生施設(環境県民局所管事項を除く)に関すること
	11 飲料水に関すること
	12 感染症及び防疫に関すること
	13 他局部に属しない生活支援及び保護に関すること
	<u>削除</u>
	(略)
企業局	1 造成土地に関すること
	2 工業用水道及び水道用水供給施設の運営・保全対策に関すること
病院事業局	1 県立病院の医療供給体制の整備に関すること
教育委員会	1 文教施設等の保全、避難施設の確保に関すること
	2 公立学校等への警報の伝達体制整備に関すること
	3 公立学校の児童,生徒の避難及び安全確保に関すること
	4 公立学校の児童,生徒の応急教育及び学用品の供与に関すること
	5 公立学校の児童,生徒に対する啓発に関すること
	6 文化財の保護に関すること
	7 教育関係義えん金に関すること
	8 教育委員会関係災害の情報収集及び被害調査に関すること
	(略)



#### (3) 県対策本部の組織構成

県対策本部の組織構成は以下のとおりとする。

# 広島県国民保護対策本部組織図

現行

本部長 (知事) 副本部長 (担当副知事)



事 務 局 (事務局長-危機管理監) 安否 秘 広 情報 括 書 報 班 班 班 班

実 施 部 総 企 環 健 商 企 境 康 画 工 林 央 振 県 福 労 連 水 木 市 業 民 祉 働 産 部 部 部 部 部 部 部 部 部 現地対策本部 支

#### (4) 国民保護対策支部の設置

県対策本部のもとに国民保護措置を実施する国民保護対策支部を置き,支部長には**地域事** 務所長をもって充てる。

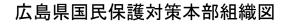
県の組織改編に伴い「病院事業管理者」 の追加及び職名の修正等

修正の理由

#### (3) 県対策本部の組織構成

変更案

県対策本部の組織構成は以下のとおりとする。



本部長 (知事) 副本部長 (担当副知事)

本 部 会 議 本 部 員 会 危 総 企 環 企 画 境 康 工 計 機 察 市 業 福 振 県 労 水 管 管 本 興 祉 民 働 産 局 局 理 理 部 局 局 局 局 局 長 長 者 監 長 長 長 長 長 事 長 長 長

> 事 務 局 (事務局長-危機管理監) 安否情 秘 書 班 班 班

実 施 部 会 計 環 健 企 商 教 危 境 工 林 管 振 県 福 労 連 水 木 市 業 理 絡 民 祉 働 部 部 部 部 部 部 部 部 - 現地対策本部 支

#### (4) 国民保護対策支部の設置

県対策本部のもとに国民保護措置を実施する国民保護対策支部を置き,支部長には総務事務 所(支所)長をもって充てる。

項目	頁	現行	変更案	修正の理由
第3編武力攻撃事態等への対処 第3章関係機関相互の連携	P 5 9			国の国民保護基本指針の変更に伴い,「武力攻撃事態 等合同対策協議会」に関する記述を追加

# 第3章 関係機関相互の連携

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都道府県、市町、指定 公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することと し、それぞれの関係機関と県との連携を円滑に進めるために必要な事項について、 以下のとおり定める。

### 1 国の対策本部等との連携

(1) 国の対策本部との連携

県は、国の対策本部と密接な連携を図る。この場合において県は、原則として、消防庁を 通じ、各種の調整や情報共有等を行う。

(2) 国の現地対策本部との連携

県は、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部 と緊密な連携を図る。

### 第3章 関係機関相互の連携

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都道府県、市町、指定 公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することと し、それぞれの関係機関と県との連携を円滑に進めるために必要な事項について、 以下のとおり定める。

### 1 国の対策本部等との連携

(1) 国の対策本部との連携

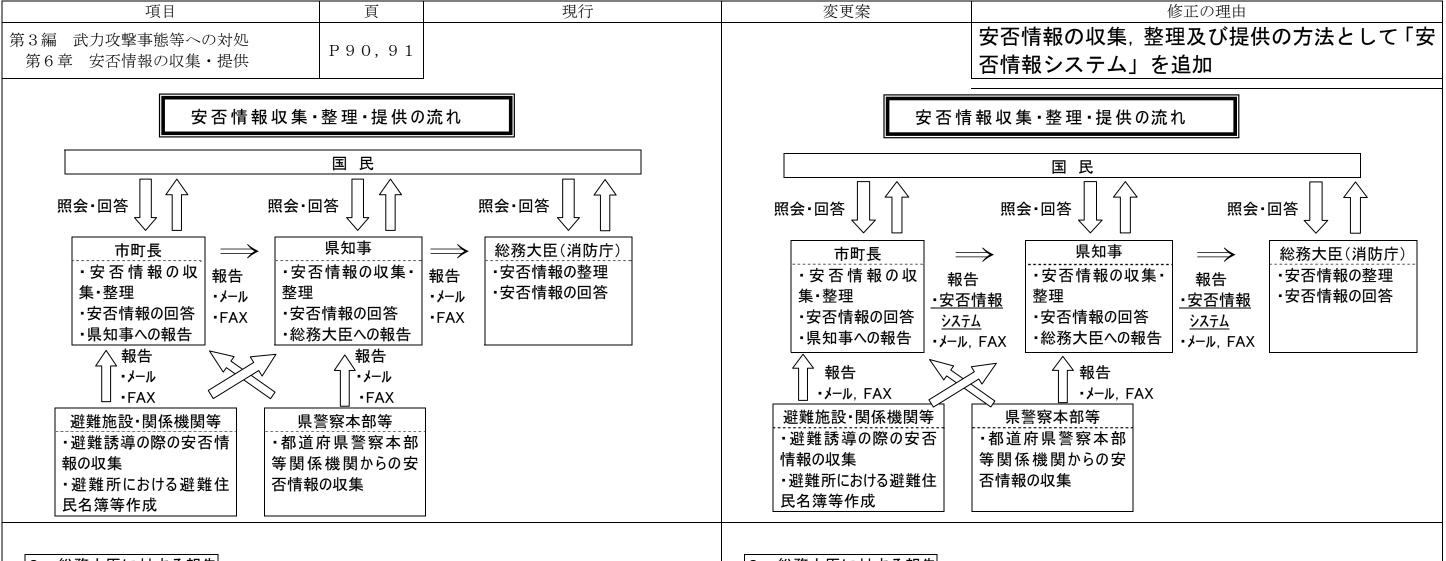
県は、国の対策本部と密接な連携を図る。この場合において県は、原則として、消防庁を通 じ、各種の調整や情報共有等を行う。

(2) 国の現地対策本部との連携

県は、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と 緊密な連携を図る。

また, 国の現地対策本部及び関係地方公共団体の国民保護対策本部等による「武力攻撃事態等合同対策協議会」が開催された場合は, 職員を出席させ, 国民保護措置に関する情報を交換し, それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力する。

項目	頁	現行	変更案	修正の理由
第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第4 情報収集・提供等の体制整備	P 3 0			安否情報の収集、整理及び提供の方法として「安否情報システム」を追加
4 安否情報の収集,整理及び提供に必要	な準備		4 安否情報の収集,整理及び扱	是供に必要な準備
(1) 安否情報の種類及び収集・報告様式 (略)	t		の収集・提供システム(以下「安	に関しては、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報 否情報システム」という。)を利用し、円滑な安否情報の収集、整 情報システムが利用できない場合は電子メール・FAX・電話等 ・報告様式
			(略)	



### 2 総務大臣に対する報告

総務大臣への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に 必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールで消防庁に送付する。ただし、事 態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

# 2 総務大臣に対する報告

総務大臣への報告に当たっては、原則として、**安否情報システムにより消防庁に報告し、安否情報システムが利用できない場合は、**安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を電子メールで消防庁に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

項目	頁	現行	変更案	修正の理由
第3編武力攻撃事態等への対処 第7章武力攻撃災害への対処 第1生活関連等施設の安全確保等	P 1 0 3			危険物質等に関する県の事務の一部を市町へ 移譲したことに伴う記述の整理

- ※【別表】 危険物質等の種類及び知事が命ずることのできる措置一覧
  - ※ 下欄の1号, 2号, 3号は、それぞれ下記に掲げる措置を意味する。
    - 1号 取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
    - 2号 製造,引渡し,貯蔵,移動,運搬又は消費の一時禁止又は制限
    - 3号 所在場所の変更又はその廃棄
  - ※ 下欄の〇は、国民保護法第103条第3項により当該措置の権限が与えられていることを 意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。

				措置		
物質の種類	区分	1 号	2 号	3 号		
	消防法第11条第1項第1号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所, 貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は移送取扱所(2以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び1の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。)において貯蔵し,又は取り扱うもの	消防法第12条の3	0	0		
5年法律第303号)第2条 第1項の毒物及び同条第2	は前条第2号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの	0	0	0		
火薬類取締法(昭和25年法 律第149号)第2条第1項 の火薬類	製造業者,販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。 製造業者,販売業者,消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造,販売,貯蔵,運搬,消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。 火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。	-	薬類			
高圧ガス保安法(昭和26年 法律第204号)第2条の高 圧ガス(同法第3条第1項各 号に掲げるものを除く。)		伢	压ガ 発安 39	去		

- ※【別表】 危険物質等の種類及び知事が命ずることのできる措置一覧
  - ※ 下欄の1号,2号,3号は、それぞれ下記に掲げる措置を意味する。 1号 取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
  - 2号 製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
  - 3号 所在場所の変更又はその廃棄
  - ※ 下欄の〇は、国民保護法第103条第3項により当該措置の権限が与えられていることを 意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。

心がし、これい	以外の記述は,当該措置の権限を与えている既存の個別法を方					
			措置			
物質の種類	区分	1 号	2 号	3 号		
消防法第2条第7項の危険物(同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。)	消防法第11条第1項第1号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所, 貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は移送取扱所(2以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び1の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。)において貯蔵し、又は取り扱うもの	消防法第12条の3	0	0		
	毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの(都道府県知事が当該登録の権限を有する場合) 毒物及び劇物取締法第3条の2第2項の特定毒物研究者又は前条第2号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの	0	0	0		
	<u>削除</u>					
	コンビナート等保安規則(昭和61年12月13日通商産業省令第88号)第1条に係る第一種製造者,液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者又は液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者に対し,①製造のための施設,第一種貯蔵所,第二種貯蔵所,販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。②製造,引渡し,貯蔵,移動,消費又は廃棄を一時禁止し,又は制限すること。	1	圧ガ  呆安     3 9 章	:		
	<u>削除</u>					